

## 行 為 許 可 申 請 書

行為の種類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 仮設工作物の設置</li><li>2 物品の販売、宣伝、勧誘、寄付の募集その他これらに類すること。</li><li>3 ポスター、はり紙、看板、けんすい幕その他これらに類するものの掲示又は掲出</li><li>4 旗、のぼり、プラカードその他これらに類するものを持ち込むこと。</li><li>5 拡声器により放送すること。</li><li>6 集会その他行事を催すこと。</li><li>7 ストーブ、電熱器その他これに類する器具を使用すること。</li><li>8 無人航空機その他これに類する物を飛行させること。</li></ol>
行為の概要	
行為の日時 又は期間	
行為の場所	
そ の 他	
令和    年    月    日 庁舎管理者 殿  申請者住所  氏        名	

上記については、下記条件を付けて許可します。

(条 件)

1. 歩行者の後方を通行するさいは、声かけを行うなど歩行者との接触や歩行の妨げとならないよう歩行者の安全を確保すること。
2. 通行速度は周囲の歩行者の歩行速度と同程度または、それ以下とすること。
3. 緊急車両の発着や、危険を察知した場合は一時停止するなど危険を回避すること。
4. 点字ブロックを塞がないこと。また、原則、駐停車をしない。
5. 1～4に違反した場合、または庁舎管理者が危険と判断した場合は、許可中の有効期間であっても許可の取り消しをすることがあります。

令和    年    月    日

庁舎管理職務代理者 管財課長        印

## 行 為 許 可 申 請 書 (記入例)

行為の種類	1 仮設工作物の設置 2 物品の販売、宣伝、勧誘、寄付の募集その他これらに類すること。 3 ポスター、はり紙、看板、けんすい幕その他これらに類するものの掲示又は掲出 ④ 旗、のぼり、プラカードその他これらに類するものを持ち込むこと。 5 拡声器により放送すること。 6 集会その他行事を催すこと。 7 ストーブ、電熱器その他これに類する器具を使用すること。 8 無人航空機その他これに類する物を飛行させること。
行為の概要	県庁敷地内の人力車の徐行通行
行為の日時 又は期間	令和5年〇月〇日から令和6年3月31日まで
行為の場所	県庁舎東棟とバスターミナル間通路より県庁舎正面交差点まで (別添参照)
そ の 他	
令和    年    月    日 庁 舎 管 理 者    殿 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>申請者住所</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <span>氏    名</span> </div>	

上記については、下記条件を付けて許可します。

(条 件)

1. 歩行者の後方を通行するさいは、声かけを行うなど歩行者との接触や歩行の妨げとならないよう歩行者の安全を確保すること。
2. 通行速度は周囲の歩行者の歩行速度と同程度または、それ以下とすること。
3. 緊急車両の発着や、危険を察知した場合は一時停止するなど危険を回避すること。
4. 点字ブロックを塞がないこと。また、原則、駐停車をしない。
5. 1～4に違反した場合、または庁舎管理者が危険と判断した場合は、許可中の有効期間であっても許可の取り消しをする場合があります。

令和    年    月    日

庁舎管理職務代理者    管財課長    印